

南あわじ市 子ども・子育て新制度にかかる
教育・保育施設の利用者負担（保育料）《案》



子ども・子育て新制度について

平成27年度より、保育所等の入所に当たり、「認定」という制度が設けられます。
認定には、次の3つの区分があります。

(年齢:入所年度の4月1日時点)

	1号認定	2号認定	3号認定
内容	教育標準時間(1日4時間程度の幼児教育の時間)認定	満3歳以上・保育認定	満3歳未満・保育認定
対象	お子さんが満3歳以上で、教育を希望する場合	お子さんが満3歳以上で、「保育の必要な事由(1)」に該当し、保育所等での保育を希望する場合	お子さんが満3歳未満で、「保育の必要な事由(1)」に該当し、保育所等での保育を希望する場合
利用先	幼稚園・認定こども園	保育所・認定こども園	保育所・認定こども園・地域型保育

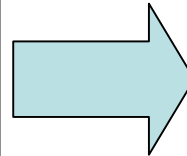
1 次ページに記載

上記の認定結果をもって、入所先を選択できますが、南あわじ市では、認定と入所申込を同時に実施しています。

保育の必要な事由

< 現行 > 保育に欠ける事由

1. 就労
2. 妊娠、出産
3. 保護者の疾病、障害
4. 同居親族等の介護
5. 災害復旧
6. 上記に類する状態にあること
(その他)



< 新制度 > 保育の必要な事由

1. 就労
2. 妊娠、出産
3. 保護者の疾病、障害
4. 同居親族等の介護
5. 災害復旧
6. 求職活動(起業準備含む)
7. 就学(職業訓練含む)
8. 虐待やDVのおそれがあること
9. 育児休業取得時に、既に保育を利用して
いる子どもがいて継続利用が必要である
こと(小学校入学や子どもの発達上環境
の変化が好ましくない等)
10. 上記に類する状態にあること(その他)

更に・・・

2号・3号認定は、更に2つの区分(保育必要量)に分類されます。

区分	内容
標準時間認定	保護者の就労時間が月120時間以上 保育所等の開所時間中の保育が可能 自主事業の延長保育時間は除きます
短時間認定	保護者の就労時間が月64時間以上120時間未満 保育所等の保育時間中の保育が可能

上記表での保護者とは、原則、父母をさします。

入所申込の理由が、「就労」以外の保護者については、原則、短時間認定となります。

平成26年度以前に保育所等に入所している児童については、保護者の希望により、就労時間が120時間未満の方でも、標準時間認定が可能です。

当初(2月頃発送予定)の「認定証」については、継続児童は、標準時間認定します。
(但し、「就労」理由での申込者に限る)

短時間認定を受けた方で、標準時間認定を希望される方は、決定後に施設側へお申し出ください。

保育料について (1号)

現行

保育料 6,000円、午後特別保育料 5,300円、給食費 3,800円

衛生費 200円、学級費 250円、入園料 50円

合計月額 15,600円

新案(保育料)

階層区分	定義	H27年度	H28年度	H29年度
第1階層	生活保護世帯	0円	0円	0円
第2階層	市民税非課税世帯	0円	0円	0円
第3階層	市民税所得割額 77,100円以下	7,700円	7,700円	7,700円
第4階層	市民税所得割額 211,200円以下	8,000円	9,600円	11,200円
第5階層	市民税所得割額 211,201円以上	9,600円	12,800円	15,900円

参考(国基準料金)

階層区分	定義	利用者負担
第1階層	生活保護世帯	0円
第2階層	市民税非課税世帯	9,100円
第3階層	市民税所得割額 77,100円以下	16,100円
第4階層	市民税所得割額 211,200円以下	20,500円
第5階層	市民税所得割額 211,201円以上	25,700円

新案(一時預かり事業保育料 現:午後特別保育料)

階層区分	定義	H27年度	H28年度	H29年度
第1階層	生活保護世帯	0円	0円	0円
第2階層	市民税非課税世帯	1,800円	1,800円	1,800円
第3階層	市民税所得割額 77,100円以下	3,600円	3,600円	3,600円
第4階層	市民税所得割額 211,200円以下	5,400円	5,400円	5,400円
第5階層	市民税所得割額 211,201円以上	5,900円	6,500円	7,200円

・一時預かり事業保育とは、16時までの保育です。

・保育料、一時預かり事業保育料は、平成27年度より段階を設けて増加する予定です。

給食費、教材費等は別途かかる予定です。

保育料について (2号・3号)

現行

各月初日の在籍入所児童の属する世帯の階層区分		徴収金基準月額(年齢は平成26年4月1日現在)		
階層区分	定義	3歳未満児の場合	3歳児の場合	4歳以上児の場合
第1階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)等	0円	0円	0円
第2階層	第1階層及び第4～8階層を除き、平成25年度の市民税非課税世帯	9,000円	6,000円	6,000円
第3階層	市民税の額が次の区分に該当する世帯	19,500円	16,500円	16,500円
第4階層	第1階層を除き、平成25年分の所得税課税世帯であって、その所得税(扶養控除見直し前の旧税額により再計算した額)の区分が次に該当する世帯	40,000円未満	28,000円	26,000円
第5階層		40,000円以上103,000円未満	37,000円	30,000円
第6階層		103,000円以上413,000円未満	41,500円	33,000円
第7階層		413,000円以上734,000円未満	45,000円	36,000円
第8階層		734,000円以上	48,000円	39,000円

新案(標準時間認定)

各月初日の在籍入所児童の属する世帯の階層区分		徴収金基準月額(年齢は平成26年4月1日現在)		
階層区分	定義	3歳未満児の場合	3歳児の場合	4歳以上児の場合
第1階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)等	0円	0円	0円
第2階層	市民税非課税世帯	9,000円	6,000円	6,000円
第3階層	市民税所得割課税額 48,600円未満	19,500円	16,500円	16,500円
第4階層	市民税所得割課税額 48,600円以上97,000円未満	28,000円	26,000円	22,000円
第5階層	市民税所得割課税額 97,000円以上169,000円未満	37,000円	30,000円	27,000円
第6階層	市民税所得割課税額 169,000円以上301,000円未満	41,500円	33,000円	29,000円
第7階層	市民税所得割課税額 301,000円以上397,000円未満	45,000円	36,000円	32,000円
第8階層	市民税所得割課税額 397,000円以上	48,000円	39,000円	35,000円

新案(短時間認定)

各月初日の在籍入所児童の属する世帯の階層区分		徴収金基準月額(年齢は平成26年4月1日現在)			標準・短時間差分 (全年齢共通)
階層区分	定義	3歳未満児の場合	3歳児の場合	4歳以上児の場合	
第1階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)等	0円	0円	0円	0円
第2階層	市民税非課税世帯	9,000円	6,000円	6,000円	0円
第3階層	市民税所得割課税額 48,600円未満	19,300円	16,300円	16,300円	200円
第4階層	市民税所得割課税額 48,600円以上97,000円未満	27,600円	25,600円	21,600円	400円
第5階層	市民税所得割課税額 97,000円以上169,000円未満	36,400円	29,400円	26,400円	600円
第6階層	市民税所得割課税額 169,000円以上301,000円未満	40,600円	32,100円	28,100円	900円
第7階層	市民税所得割課税額 301,000円以上397,000円未満	44,100円	34,800円	30,800円	1,200円
第8階層	市民税所得割課税額 397,000円以上	46,400円	37,400円	33,400円	1,600円

延長保育料

標準時間・短時間認定の料金の差分が延長保育の料金となります。

ご利用に関しては、施設側への申出が必要となり、場合により認められない事もございます。

又、ご利用される場合、朝・夕、一方の利用でも両方の利用でも料金は一律となります。

開所時間を超えての延長保育料は、現行どおりとなります。

各月初日の在籍入所児童の属する世帯の階層区分		徴収金月額 (全年齢共通)
階層区分	定義	
第1階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)等	0円
第2階層	市民税非課税世帯	0円
第3階層	市民税所得割課税額 48,600円未満	200円
第4階層	市民税所得割課税額 48,600円以上97,000円未満	400円
第5階層	市民税所得割課税額 97,000円以上169,000円未満	600円
第6階層	市民税所得割課税額 169,000円以上301,000円未満	900円
第7階層	市民税所得割課税額 301,000円以上397,000円未満	1,200円
第8階層	市民税所得割課税額 397,000円以上	1,600円